

**「県立高等学校の適正規模・適正配置の推進について」(審議のまとめ)**

**三重県高等学校教育改革推進協議会**

**平成13年2月28日**

## 1 はじめに

21世紀は、ITや生命科学など科学技術が<sup>1</sup>かつてない速さで進展し、社会全体のグローバル化が進むとともに、生命倫理など新たな価値観の構築が求められる時代である。社会の構成や価値観が大きく変化しようとしている現在、社会の存立基盤である教育には、時代の激しい変化に対応し、新しい地平を切り拓くことが求められている。

平成15年度から実施される新高等学校学習指導要領では、これまでの一律主義を改め、子どもの能力や個性は多様であるという前提に立ち、自ら考え、問題を解決する能力の育成を目指して、基礎・基本の確実な定着と個性を伸ばす教育システムへの転換を企図している。

このような時代の転換期に当たり、子どもたちの学ぶ場を、これまでの「学校」という概念のみで捉えることは難しくなっている。例えば、「総合的な学習の時間」における学習活動一つをとってみても、子どもたちの学習の場は地域社会や自然の中へ自ずと広がって行かざるを得ない。これからは地域全体を「学習の場」と考え、その拠点として「<sup>2</sup>がっこう」を配置するという考え方が必要となるであろう。

これら地球的規模の変化や新しい教育システムの方向性の把握、及び子どもたちの学びの在り方の検討を抜きにして、21世紀における本県の高等学校の将来像を描くことはできない。その意味で、県立高等学校再編活性化の計画が目指すものは、新しい<sup>3</sup>パラダイムの構築でなければならないと考える。

当協議会は、平成11年3月に策定された三重県教育振興ビジョン - 21世紀を拓く三重の教育改革プログラム - (以下、「教育振興ビジョン」という。)及び平成11年度、当協議会のもとに設置した「三重県高等学校再編活性化推進調査研究委員会」(以下、「調査研究委員会」という。)の調査研究報告書(平成12年3月)等を踏まえ、平成12年度、少子化が急激に進行する今後約10年程度の推移を見通し、学習者起点の立場から、県立高等学校の適正規模・適正配置の推進について審議を行った。

この審議のまとめをもとに、県立高等学校再編活性化の計画が、教育振興ビジョンの理念を踏まえ、その実現を企図しつつ三重の子どもたちの視点に立って策定されることを期待する。

## 2 現状と課題

教育振興ビジョンでは、少子化の進行を契機に、特色ある学校づくりを重要な視点として、適正な学校規模や学校配置について多面的な視点から検討し、21世紀の学校教

育の質的向上を図る施策を立案し、その実現に努める必要があると述べている。また、調査研究委員会では、子どもたちの視点、学校及び地域の実態に基づく視点、高校教育改革推進の視点、の3つの視点から調査研究を行った。

当協議会においては、これらの考え方を踏まえ、現状の分析及び課題の検討を行った。

### (1) 生徒の学習ニーズの変化

国際化、情報化の進展及び少子高齢化や高学歴化の進行等、社会が急激に変化している今日、生徒の興味・関心、能力・適性、進路希望などはますます多様化し、それに伴い生徒の学習ニーズも一層多様化する傾向にある。しかし、現在、本県の高等学校の教育内容や学科の配置等は、これらの変化の速さに十分対応しているとは言えない面もある。

例えば、平成7年度に実施した三重県高校生学力生活実態調査の報告書「ハイスクール白書三重」(三重県教育委員会)によると、一部の普通科高校においては、生徒の学校選択の理由のうち消極的で不本意なものが圧倒的に多く、現在通っている学校が「よかった」と回答する生徒も60%に満たないなど、学校への満足度が低いという結果が出ている。一方、文部省が設置した「総合学科の今後の在り方に関する調査研究協力者会議」の報告(平成12年1月)の中では、総合学科の生徒の満足度は高校生一般の満足度に比べて高いという調査結果が出ているが、総合学科の入学定員の比率は普通科や専門学科に比べてまだまだ低い状況にある。

これまで本県では、生徒急増期に普通科を中心に入学定員を増やしてきており、現在の入学定員の学科別比率(平成11年度入学定員)は、表のとおり全国状況の平均的な数値となっている。しかし、今後は、変化の激しい時代にあって、全国数値に<sup>こうでい</sup>拘泥することなく、生徒の学習ニーズの実態に応じて学科を設置したり、各学科の入学定員等を定める必要がある。

表 [平成11年度公立全日制高等学校学科別入学定員の比率：単位%]

	普通科等	職業に関する専門学科	総合学科
三重県	66.9	30.3	2.8
全国	71.4	26.4	2.2

また、働きながら学ぶ生徒のために設けられた定時制・通信制課程が、近年は、自分のペースで学習を進めたい生徒、中学校のときには学校にうまく適応できなかった

生徒、高等学校を中途退学した生徒、全日制の高等学校から転入学した生徒、外国人生徒、さらには高等学校卒業の資格取得を目的として入学する社会人等、多様な生徒の学習の場にもなっており、これらの課程の在籍生徒数は平成6年度から増加に転じている。特に、みえ夢学園高等学校が、全国初の定時制課程の総合学科（単位制）を昼間部に設置するに至り、従来の固定観念で全日制課程と定時制課程を区別することは、生徒の学習ニーズの実態に合わなくなってきた。

こうした現状を踏まえ、今後は、生徒の学習ニーズに応じた多様な選択肢を提供するため、全県的な視野に立って、既存の学校、学科及び課程の適正規模や適正配置について検討していく必要がある。

## （２）少子化の進行と学校規模

本県の中学校卒業者の数は、最近では平成元年の約3万人をピークに減少傾向にあり、平成12年3月には約2万2千人となった。平成20年には、約1万9千人と、今後8年間で約3千人減少することが見込まれている。「3千人」は、現在の学級編制基準（1学級40人）で75学級程度に相当し、現在の平均的な学校規模で約12校分に相当する。

地区別中学校卒業生数の推移予測（学校教育課調べ）によると、平成11年3月の中学校卒業生数を100とした場合、平成20年3月の卒業生数は、桑名・四日市地区が86であるのに対し、尾鷲地区は64、熊野地区は76である。このように東紀州地域の減少の幅が他の地域に比べて特に大きくなると見込まれ、当該地域の大きな課題となっている。

学校規模については、平成11年度には、本県全日制高等学校の中に、1学年10学級以上の学校が13校ある一方、2学級以下の学校が8校ある。大規模校と小規模校の分布状況を見ると、1学年10学級を超える大規模校13校のうち8校（61.5%）が北勢地域と中勢地域に集中しているのに対し、1学年2学級以下の小規模校8校のうち5校（62.5%）が南勢地域と東紀州地域に集中している。

特に、度会郡内には1学年2学級以下の小規模校が集中しており、しかも入学定員を満たしていない状況が繰り返されている。その中には、地元中学校卒業生総数の3割に満たない数の生徒しか入学しない高等学校もあり、少子化と地元高等学校離れが学校の小規模化に拍車をかけている状況が見られることから、早急に具体的な対策を講じる必要がある。

一方、大規模校については、他県の公立高等学校では、全72学級の埼玉県立伊奈<sup>いな</sup>

学園総合高等学校、54学級の千葉県立幕張総合高等学校等の例があるが、これらが当初からスケール・メリットを生かすというコンセプトのもとに設立されたのに対し、本県における大規模校は、生徒数の増加や都市部の一部の高等学校に対する県民のニーズに対応するかたちで肥大化していった点が異なる。

### (3) 時代の転換期にある県立高等学校

本県においては、これまで全国に先駆けて総合学科の設置や中高一貫教育の実施を行ったり、単位制や普通科における特色あるコースの導入を推進するなど、高校教育改革を推進するとともに、生徒数の減少には、各地域の実情に応じて募集定員を減らすなどして対応してきた。しかし時代の転換期にあつて、今後は、これまでの高校教育改革の成果を踏まえて、教育システムそのものの新しい創造を目指さなければならない。

今日の社会においては、IT革命、急速な技術革新及び国際化、高齢化の進展等により、これまで以上に高度な専門的知識や技術を有する人材（スペシャリスト）が必要とされるようになってきている。さらに学ぶことやより良く生きることへの意欲や態度を培うことは、変化の激しい社会に生きるためにますます重要となっている。このように学びの多様化と専門化が進む中で、すべての生徒に基礎・基本を身につけさせることがこれまで以上に大切となっている。そのため、生徒が培ってきた学力について的確に把握し、今後の指導に生かすことができるように、例えば、学習の到達度試験等を導入するなどして、「学力の実質化」を図る必要が生じている。また、自然体験や社会体験等の体験的学習を通じて、社会の中で自己の在り方を位置づける力や豊かな人間性を育むことも重要である。

また、県立高等学校の募集定員を策定する際には、生徒数の減少に応じて各校一律に募集定員を漸減させることは、県立高等学校全体の活力を低下させることにつながると考えられる。今後は、各校における高校教育改革の推進状況や県全体の再編活性化推進の計画を踏まえ、明確な方向性を持った募集定員の策定を行うことも検討しなければならない。

現代は、社会共通の目的や目標を明確に見定めることが困難な状況にある。物質的な豊かさが一応達成された今日、次に目指すべきものは精神的な豊かさであるといった漠然とした認識はあるものの、その具体的な姿やそのための道筋は明確になっていない。こうした閉塞感の中で、教育改革への期待はますます強くなっている。このように教育への社会の関心が高まる中で、学校を含め教育制度全体について、社会の変

化に対応する速さが不十分なのではないかと危惧する声もある。

このような中で、現在の学校教育において、「中央集権」に「地方分権」を、「計画経済」に「市場原理」の考え方を導入することで改善できるのではないかという意見もある。

これまで学校は規制の保護下にあったが、今後は、行政の規制緩和に伴い学校への権限委譲が一層進み、学校の自主性・自立性の確立が望まれることから、各学校には<sup>6</sup>マネジメントの考え方の導入が強く求められるものと考えられる。したがって、各学校においては、学校の基本方針や教育の目標を一層明確にするとともに、目標達成を目指す諸活動の成果をフィードバックさせる点検・評価を制度化すること等が重要となるであろう。そのためには、学校の自己評価のみならず、生徒の授業評価や地域住民等による外部評価の導入も検討しなければならない。

今後は、生徒や保護者の学校評価によって学校が支えられ、生徒や保護者に信頼されない学校は淘汰されるといった柔軟な発想の導入も必要であろう。

ただし、一方で、世界貿易機関（WTO）の<sup>7</sup>ミレニアム・ラウンド協議（1999年12月シアトル）で、教育分野への自由貿易原理の適用に関する協議が成立しなかったことなど、世界的、時代的には、教育の目的や組織を市場の原理に委ねるといった考え方に対しては一定の歯止めが必要であるとの認識が共有されている。

### 3 基本的な考え方

本県では、生徒急増期に新しく高等学校を設置するなど、主に量的な拡大を図ってきた。しかし、今後、少子化の進行を契機に、教育の環境、条件、内容面における質的向上を図り、学校の魅力化・特色化をより一層推進するためには、学校規模の適正化及び適正配置を図ることにより、県立高等学校の再編活性化を進める必要があると考える。

また、これまでの高等学校教育の在り方に縛られることなく、生徒にとってより柔軟な学習活動を保障するために、これまでの教育改革の成果を踏まえつつ、新しい教育システムの構築を考える必要がある。その際、21世紀における技術革新、新しい価値観、知の再構築に対応した高等学校教育の在り方を見通すことが重要であり、特に、今後の高度情報化の進展を見据えて、IT等の十分な活用を視野に入れることが求められる。

再編活性化を進めるに当たっては、このような基本的な考え方を踏まえ、教育振興ビジョンの実現を目指しつつ、学習者起点の立場に立ち、生徒や保護者はもちろん、地域住民等の意見も十分に聞きながら進めなければならないと考える。

## 4 提言内容

### (1) 適正規模について

#### ア 全日制高等学校の適正規模

##### 適正規模

調査研究報告書は、小規模な学校と大規模な学校の課題を指摘した上で、本県における高等学校の適正規模の下限を3学級120人、上限を8学級320人(いずれも入学定員)としている。高等学校の適正規模について、国の基準はないが、「公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律」第5条によれば、「公立高等学校における学校規模は、その生徒の収容定員が、本校又は分校の別に従い、本校にあつては240人(・ 中略・ )を下らないものとする。」と定められている。

全国の状況を見ると、各都道府県が考える高等学校の全日制課程の適正規模は、4～8学級と考えるものが17道県と一番多く、次いで6～8学級が10府県、その他が8都県となっている。また、検討の時期が新しい県ほど、過疎地が多い県ほど、適正規模の数値を小さく設定する傾向にある(平成12年8月現在)。

このような全国状況も参考にして、高等学校としての教育効果を上げるための適正な学校規模は、調査研究報告書の提言を踏まえて、1学年3～8学級程度が適当と考えられる。

##### 規模の適正化に係る基準

規模の適正化を図るために分校化や統廃合の基準を設けているのは、平成12年8月現在で25道府県ある。計画的に高等学校の規模の適正化を図るため、本県においてもこのような基準を早急に設定する必要がある。

例えば、適正規模の入学定員が満たされない状態が続きその後も増える見込みがない場合には、統廃合等を視野に入れた高等学校活性化の具体的な方策を示すべきである。

ただし、地理的に南北に長く、地域の状況も異なる本県にあつては、実際に基準を適用するに当たり、地域性や通学の利便性を考慮する必要がある。また、これまでの高校教育改革の成果等を踏まえ、3学級未満の場合でも、目的に沿った教育活動が十分に行われている学校については配慮しなければならない。

また、具体的な募集定員の策定については、基準の趣旨を踏まえた上で、中学校卒業者の進路選択の状況や地域の実情等を勘案して、弾力的に考えることも必要である。

## その他

適正な学校規模を考えると、今後は、単に学級数という「物差し」のみで判断するのではなく、学校における具体的な教育活動が県全体から見た学習者のニーズをどの程度満たしているかという視点で考えることも必要となる。また、<sup>8</sup>学校間連携の拡充等を考えると、周辺の学校の配置状況や連携の在り方に即して適正規模を考えることも必要である。したがって、大規模な学校であっても、伊奈学園総合高等学校の「<sup>9</sup>ハウス制」のように実際の活動が適正な規模で行える形態や、学校そのものは小規模であっても、学校間連携等により豊かな出会いや多様な活動が可能となる形態も考えられる。

今回の審議では、学級編制基準は現行の1学級40人として適正な学校の規模を考えてきたが、今後、国の基準の変化に従って見直しを行う必要がある。平成13年度から17年度までの第6次公立高等学校教職員定数改善計画では学級編制の標準は40人としているが、教職員配置の在り方等に関する調査研究協力者会議の報告（平成12年5月）では、教職員定数の算定方式を学級数を基礎とするものから、生徒数を基礎とする方式に変更するという方向が示されていることを踏まえ、県教育委員会として30～35人学級を可能とするなど弾力的な対応を検討することを望みたい。

## イ 小規模校

### 現状と課題

小規模な学校は比較的過疎地に多く、それらの地域では、高等学校が地域文化の拠点としての役割を担ってきた歴史がある。

しかし、再編活性化を考えるに当たっては、今そこにあるからとの理由ではなく、三重県全体から見た適正配置の観点から検討することが重要である。それぞれの学校には、伝統があり、地域に果たしてきた役割も大きいですが、設立したときの環境も時間の経過とともに変化してきていることから、全ての高等学校について、過去の経緯に縛られるのではなく、改めて設置の意義が問われることとなる。特に小規模校では、生徒に魅力ある教育環境を整備する観点から課題を整理し、ゼロベースから考察しなければならない。

生徒の立場から見ると、小規模校には、学習ニーズに応じた多様な選択科目の開設や、学校行事・部活動等の充実が難しい、生徒同士の出会いの機会が少ないなどの課題が指摘されており、その結果、社会性など豊かな人間性を育む観点や



教育効果の観点から魅力ある教育を十分に行うことができないなど、学校全体の活力の低下も懸念される。したがって、特にこのような問題を抱える学校については、早急に対策を講じる必要がある。

一方、小規模校には、小集団のため学校外での体験的な学習が実施しやすくなること、学級数の減少から多様な学習スペースが生み出されることなどの良さもあることから、再編活性化を推進するに当たっては、生徒に対する教育的効果を考えながら、そうした良い所も十分に考慮する必要がある。

活力ある学校規模を維持するためには、以下のような方策が考えられる。

#### 具体的な方策

- a 近隣の高等学校と統合し、多様な学習ニーズに対応できる総合型の高等学校とする。統合する際には、いずれかの校舎を利用する場合と、新たに校舎を設置する場合が考えられる。
- b 複数の校舎を持つ高等学校として統合し、教員が校舎間を移動して生徒の多様な学習機会を保障する。校舎が離れていても、教員や生徒の移動手段を考えることにより実現可能な方法であるとする。なお、校舎間を結ぶ情報通信ネットワーク等の環境を整えることも考える必要がある。
- c 山や海などの豊かな自然に恵まれた立地条件にある小規模校については、県内の生徒が自然体験や生活体験を通して心を癒<sup>い</sup>すことができる場として活用することも考えられる。そこには「癒<sup>い</sup>しの学校」として、専門のスタッフと教育プログラムを用意し、学習意欲を喪失した青少年が、学ぶ楽しさを知って成長していくことができるような教育システムを新たに構築する必要がある。
- d 中高一貫教育校（中等教育学校又は併設型）として後期中等教育を担うことも考えられる。その際、設置形態（県立、市町村立、教育組合立等）の検討が必要である。
- e 分校とし、マルチメディア等ITを十分に活用して、本校との間で授業の交流ができる環境を作る。
- f 小規模校の担っている学習ニーズを他の学校に移管する。

## ウ 大規模校

### 現状と課題

大規模校には、各教科・科目及び特別活動等において、多様な学習ニーズに対応することが容易であるなどの利点もあるものの、学校行事等が円滑かつ効果的

に実施できない、グラウンドや体育館等が過密になり部活動等が十分に行えない、教職員と生徒間及び生徒相互の人間関係が希薄になりやすいなどの課題がある。

なお、大規模校はいずれも入学希望者が多い学校であるが、他の学校の特色化・魅力化をより一層図り、中学生が自分に合った高等学校を選択できるようにするなどして、現在の大規模校を1学年8学級以下の適正な規模にすることが望まれる。

一方、総合学科、総合選択制、単位制などにおいては、システム上、学習集団を小さくできることから、多様な選択幅を確保する意味で9学級以上を検討する余地もある。

こうした観点に立って、以下のような方策が考えられる。

具体的な方策

- a 今後、中長期的に中学校卒業生数が減ることから、高等学校募集定員策定において、学校規模の適正化を観点に各学校の入学定員を策定していくことが考えられる。
- b 大規模校のいくつかは課程や学科を併設しており、そのことが学校の特色づくりを困難にしている場合もある。これを解消することで大規模校の適正規模化を図るとともに、学校の特色化の一層の推進が期待できる。
- c 県内には大規模校の近隣に入学定員を満たすことが困難な学校が設置されているところがある。ついては、隣接する大規模校と周辺の学校を統合した上で、適正な規模の本校と校舎として分割し直すことも一つの方策である。
- d 授業形態に応じて、大規模講座を開設できる大講義室や充実した少人数講座を可能とするゼミナール室等の施設を整備することも必要である。

## エ その他

調査研究において課題の指摘された尾鷲地区と南勢地区の小規模校のうち、尾鷲工業高等学校については、平成13年度から尾鷲高等学校と統合することとなったが、南勢地区の小規模校についても、早急に規模の適正化に着手する必要がある。ただし、統廃合を含む対策を実施する場合は、現在の学校に通学する生徒の教育機会を損なわないよう配慮しなければならない。

その他の高等学校についても、早急に現状と課題を分析し、規模の適正化を図る方策について検討を加え、可能なところから着手する必要がある。

さらに、規模の適正化に当たっては、今後とも、小・中学校を通しての進路指導や在り方生き方指導の充実を図るとともに、社会の価値観の在り様を県民に問いつ

つ、理解を得ながら推進することが大切である。

## (2) 適正配置について

### ア 専門学科

#### 現状と課題

本県における専門高校は、高等学校における職業教育の中心であり、これまでに地域の産業を支える多数の有為な人材を育成するとともに、生徒の適性などに応じつつ総合的な人間教育という面からも有効な役割を果たしてきた。

今後は、IT革命等により産業構造・就業構造の変化、科学技術の高度化をはじめ社会や経済の変化が急速に進むものと考えられることから、専門高校においては、将来のスペシャリストとして必要とされる専門性の基礎的・基本的な教育に重点を置く必要があると同時に、卒業後も職業生活に必要な知識・技術に関する学習を継続していくことができるよう、自ら学ぶ意欲や社会・経済の変化に主体的に対応できる能力を育成しなければならない。

また、国の経済状況が変化したり、県内において新産業・ベンチャー企業の育成や自立・提案型企業への転換及び経営革新への取組等が進み、生徒の学習ニーズが大幅に変動することも考えられる。

このような現状の中、県内の専門学科をみると、配置状況に関しては概ね大きな偏りはないと言える。しかし、県内各地域に設置された1学科1学級の専門学科のいくつかは、少子化と学習ニーズの変化等の理由により、定員を満たすことが困難な状況が生じていることから、専門高校における学科の統廃合及び改編を含めた適正配置の推進が喫緊の課題となっている。

#### 今後の方向

適正配置を検討するとき、専門学科に対する県民のニーズを単に量的なものさしだけで測ることは難しい。県内各地域には、職業に対する高い目的意識を有する地域社会を担う人材が必要であり、そのためには、最新の知識や技術及び望ましい勤労観や職業観を育む専門学科を地域の実態に応じて配置することが求められるからである。単に40人の定員に満たないという理由だけで当該学科が必要であるとは言えない。

したがって、それぞれの地域における県民ニーズ及び生徒の学習ニーズ等を詳細に検討し、専門学科間の統廃合を視野に入れつつ、専門高校においても、特色あるコースを設置したり、個に応じたより柔軟な教育システムを導入して、学期

ごとの単位認定、学科の枠を超えた科目選択、学科の変更（転科）等を弾力的に行うことができるようにしたりする必要がある。

また、専門高校によっては、生徒募集に際して、各学科の人数をあらかじめ定めずに総定員数のみを定め、入学後の興味・関心に応じて学科を選択する「<sup>10</sup>くくり募集」の実施が可能となるよう早急に運用の見直しを行わなければならない。さらに、40人の募集に拘ることなく、学習ニーズに応じて学科によっては35人とか45人とかで募集することも検討する必要がある。

専門学科に学ぶ生徒の中には、卒業後、大学等でさらに学習を続け、高度なスペシャリストを目指す者が増えていることや、生徒や教員が産業界における知識や技術の進歩の速度に対応できるようにするためには、積極的に大学、産業界及び地域社会との連携を図る必要がある。具体的には、インターネットを利用したゼミナール形式の学習や情報交換及び遠隔授業等においてITを最大限に活用したり、<sup>11</sup>高等学校における就業体験（インターンシップ）を積極的に導入するなどして、大学、企業及び関係機関とのネットワークの構築等を検討する。

なお、今後の専門学科の教育内容については、県の施策の方向や経済界の動向等を見定めつつ、それらとの整合性を図ることも重要な視点であることから、三重県地方産業教育審議会等における協議を踏まえつつ改善を図っていく必要がある。また、地域住民の生涯学習や他校に学ぶ生徒の体験学習等に活用するため、専門高校が持つ優れた施設・設備等の教育機能を広く地域社会へ開放することが求められており、「開かれた専門高校づくり」の推進を一層図る必要がある。

## イ 普通科

### 現状と課題

県内の高校生のうち約74%（公立のみでは約70%）が普通科で学んでおり、普通科を設置する高等学校は他の学科を設置する高等学校に比べて数の上で格段に多く、数多くの教育的諸課題がある。しかし、それぞれの普通科高校が抱えている諸課題については、学校によって顕現する具体的な事象は異なるものの、それぞれの学校に共通する点も多い。

生徒急増期に主に普通科を増設してきた経緯もあり、その配置については、特定の地域に集中している状況も見られる。

普通科高校の中には、特色あるコースを設置するなどして、その個性化・特色化に努めるとともに、学校間連携等により普通科の教育内容の魅力化を図ってい

るところもあるが、普通科の活性化に向けてのより積極的な取組が求められている。

#### 今後の方向

当協議会ではこれまで、高等学校における特色ある教育の展開と多様で多元的な入学者選抜方法の改善を柱に、高校教育改革推進の方向性について提言してきた。今後は、新しい学習指導要領の実施を契機として、個に応じた指導の充実を図るために習熟度別授業を拡大したり、学習評価の在り方等について工夫したりして、県立高等学校の教育内容及び教育システム等の特色化をより一層推進していく必要があると考える。

具体的には、教育委員会においては各校の自主性に重きを置いたカリキュラム編成を尊重すると同時に、高等学校においては、教員の自己研修のための研究授業を行ったり、保護者及び地域住民等に対して積極的に授業を公開し、学校を地域に開き、共に学び合い、築き合う共同体としての学校づくりを目指すことで、普通科高校と言えども各学校の特色を明確にする必要がある。

また、現在、上野地区で取り組んでいる学校間連携を各地域に広げるとともに、今後は、教員が学校間を移動する方式を取り入れたり、「<sup>1,2</sup>学校情報『くものす』ネットワーク」等を活用したりして、学校間連携のより一層の充実を図ることを検討する必要がある。

そして、学習者にとって柔軟な学校制度の実現を図るため、これまで以上に各学校が積極的に学校改革を進め、単位制や二学期制等を導入して、学期ごとの単位認定を実施したり、後期入学（転入学・編入学）や前期卒業の制度を導入する必要がある。

## ウ 総合学科

#### 現状と課題

総合学科については、平成12年度までに5校が設置され、教育振興ビジョンにおいて示された「通学可能な範囲で1校」という目標は近いうちに実現されるものと考えられる。既設の総合学科高校においては、最新の教育施設が用意され、様々な特色ある教育課程が編成されたり、新しい教育システム等が取り入れられるなどして、個に応じた丁寧な指導がなされていることから、生徒及び保護者の満足度も高く、その教育的意義はたいへん大きいと評価できる。

しかし、総合学科全体を見ると、ガイダンス機能の充実が欠かせないこと、時

間割編成など学校運営に係わる諸問題への対応が求められていること、施設・設備等の整備が必要であること等の課題がある。また、一口に総合学科といっても、本県の5校はそれぞれに際だった特色を有しており、全国にある120校程度(平成12年度末現在)の総合学科高校の中には、本県とは異なる発想の教育内容(系列)や教育システムを展開している学校もある。

#### 今後の方向

今後は、教育振興ビジョンの目標値に拘ることなく、県内各地域の実情や学習ニーズに応じて、積極的に整備していく必要がある。例えば、実験・実習は拠点校や既存の専門高校に整備された施設・設備及び民間施設や各自治体の公共施設等を利用するなどして、体験的な学習の場を自校内に持たない総合学科を検討することも考えられる。一方、学校間連携を拡充し既存の学校の持っている施設・設備を有機的に結びつけ、総合学科に匹敵する学習形態を実現していくことも検討する必要がある。また、都市部等で複数の普通科高校が隣接している地域においては、そのうちの1校を総合学科に改編し、その高校が有する総合学科棟などの施設・設備を学校間連携等で利用することは、県有財産の有効活用の側面のみならず、生徒の学習活動の場を広げ学習形態を拡大するという側面から、あるいは「開かれた学校づくり」の側面からも価値のあることと考えられる。

なお、総合学科の設置を進めることで、本県の普通科、専門学科、総合学科の入学定員の比率が大きく変化することが見込まれるが、その適否は本県の教育の進む方向性から判断されなければならないと考える。総合学科の比率を総入学定員の20%近くまで一挙にあげた広島県の例など、計画的に教育改革を進めている他の都道府県を参考にすべきであり、そうした意味で、本協議会で様々に検討を重ねた「いなべ総合学園高等学校」の今後の発展に大いに期待する。

## エ 中高一貫教育

### 現状と課題

本県は平成11年4月、全国に先駆けて<sup>13</sup>連携型中高一貫教育を飯南地域において実施し、その教育的意義を全国に発信しており、県内はもとより県外においても連携型の導入が広がる傾向にある。

連携型中高一貫教育においては、6年間を見通した指導が可能となり、教育内容の連携や教員交流等を通して、指導方法や指導内容の充実が図られるなど、個に応じた指導が行われている。また、この取組を通して、地域と一体となった教

育活動が推進されたり、地域住民の教育に対する関心が高まるなどの成果を挙げている。ただ、連携型は、それぞれの学校が地理的に離れていることや、教育課程の基準の特例が認められない等の課題もある。全国<sup>14</sup>の状況を見ると、現在、中等教育学校は1校のみであるが、併設型中高一貫教育校は、徐々に増えてきている<sup>15</sup>。

本県では、国の教育改革プログラム（平成9年1月）が公表される以前から、当協議会において公立中高一貫教育の導入について検討を行っており、平成10年度からは三重県中高一貫教育研究会議（以下、「中高一貫研究会議」という。）を設置して実践的な研究を続けている。当協議会は、平成13年1月、中高一貫研究会議から、中高一貫教育の積極的な導入を図ること、連携型を通学可能な範囲に設置すること、併設型を北勢、中勢、南勢の各地域に1校ずつ設置すること、中等教育学校について引き続き研究すること等、本県における今後の導入について提言を受けた。

#### 今後の方向

中高一貫教育については、全国的に、6年間のゆとりある教育環境のもとで一貫した教育を行うことの有意性、及びその選択的導入の必要性が認められ、幅広い社会的関心が集まっている。本県は、中高一貫教育の先進県として、連携型中高一貫教育の教育的意義をさらに高めるための工夫を重ねる必要がある。ただし、本県における実施形態は、地域性の極めて強い小規模校における連携型のみであり、併設型や中等教育学校については未設置である。

中高一貫教育には、生徒が多様な内容の学習や体験的活動を通してより多くの選択的経験を積み、つまずき失敗したり努力し成功したりする中から自己のアイデンティティを育むことを可能にする「柔軟性」を備えた学校を創造することが期待できる。このような目的を実現するためには、教育課程の基準の特例措置が設けられるなど、中高一貫教育の特色を発揮しやすい併設型や中等教育学校がより適しているとも言える。

したがって、本県においても、中高一貫研究会議の提言を踏まえ、併設型を3地域に1校ずつ早期に導入するとともに、中等教育学校についても様々な側面から検討していく必要がある。

## オ 定時制課程・通信制課程

### 現状と課題

定時制課程は、平成12年5月現在、13校に設置されており、そのうち3校は定時制課程のみの独立校であり、他の10校は全日制課程との併置である。また、通信制課程は2校に設置されており、いずれも全日制課程との併置である。定時制課程のうち昼間部があるのは1校であり、他は夜間部のみとなっている。

定時制課程の生徒数は、全体としては漸増傾向にあるものの、平成12年度第1学年在籍生徒数を見ると、依然として小規模な学校が多い。

通信制課程については、定時制課程と同じように転入学・編入学した生徒の比率が高いなど、生徒の学習ニーズの多様化が進んでいる。また、施設・設備を全日制課程と共用しているため、平日スクーリング等の実施が難しいなど、生徒の学習ニーズに十分応えることができない面もある。

本県では、統廃合に係る基準について、平成5年3月、三重県高等学校定時制・通信制教育改善検討委員会が報告した「三重県立高等学校における今後の定時制・通信制教育の在り方及び教育内容・方法等の改善の方策について」の中で、「1学科あたりの第1学年の在籍者が3年連続して8名未満のとき、翌年の募集停止を検討する。ただし、その際、学科の配置状況及び地域の状況を考慮するものとする。」等のそれまでの基本方針を適切であると認めている。しかし、平成元年度を起点として考えられたこの基本方針は、定時制課程を取り巻く社会状況や生徒の学習ニーズが変化した現在、適正な配置や学科改編を考える上で、時代に合わないものとなっている。

これらのことを踏まえて、21世紀の本県における定時制・通信制高等学校の適正な再配置を図り、その活性化を目指す必要がある。

#### 今後の方向

多様な生徒の学習ニーズに応えるため、単位制の導入を図るとともに、<sup>16</sup>修業年限の弾力化、<sup>17</sup>定通併修や<sup>18</sup>実務代替の実施、<sup>19</sup>科目履修生の受け入れ等、柔軟な教育システムの導入をより一層進める必要がある。そのためには、現状維持の考え方にとらわれることなく、特色ある学校づくりに向けて定時制・通信制教育の機能を積極的に生かすという観点から、県全体の配置の適正化についての計画を策定する必要がある。

具体的には、みえ夢学園高等学校の成果を踏まえ、さらにそれを発展させる観点から、定時制課程の昼間部、夜間部及び通信制課程を備えた「定通ネットワーク」の拠点となる独立校を、北勢地域、南勢地域及び伊賀地域に設置する必要がある。その際、周辺の学校との連携を図り、独立校の機能を多くの生徒が共有で



きるようにすることが望ましい。

また、通信制課程は、生徒が自主的に、いつでも、どこでも学習できるという特色があり、その学習形態は時代のニーズに適っていることから、今後より一層拡充する必要がある。例えば、先の独立校において定通併修を弾力的に実施したり、通信制教育のスクーリング（面接指導）を受けることができる協力校を設けたり、「学校情報『くものす』ネットワーク」やTV会議システムなどの新しい情報インフラを活用した授業の在り方を早急に検討することが望まれる。また、中学校における不登校生徒の増加傾向に対応して、通信制高校の機能をこれらの生徒の学習の場として活用し、中学校と高等学校の連携を図る方策等についても研究する必要がある。

全日制課程との併置に係る課題については、例えば、拠点となる定通独立校を設置する際に近隣の定時制課程を統合したり、当該併置校における全・定両課程の連携を深めるなど、併置の意義を問いつつ、統合等も視野に入れた検討がなされなければならない。

なお、定時制課程の教育は、効率の面から考えると民間で行うことは難しく、公の学校として維持していかなければならないという側面がある。検討に当たっては、勤労青少年のための教育機関としての役割等を十分考慮しながら検討を行う必要がある。

#### その他

定時制課程における専門学科については、生徒及び社会のニーズ等を見極め、地域の実情を踏まえながら、その統廃合を検討していく必要がある。

さらに、全日制高等学校から定時制課程への改編や、異なる学校間の全日制課程と定時制課程間の連携強化等も視野に入れ、全県的なネットワークづくりの観点から検討する必要がある。

なお、生涯学習の観点から、リカレント<sup>20</sup>学習に対応した教育を提供するため、生涯学習センターや民間企業等との連携を図るなど、様々な学習形態の可能性を探ることが望ましい。

## カ 地域の特性

本県は地理的に南北に細長く、地域ごとにそれぞれ特性があり教育的課題も様々である。そこで本県の教育を考えると、県全体を高等学校の通学区域に合わせて3つの地域に区分したり、教育事務所が設置されている7つの地域に区分したり、

7 地域をさらに北勢地域は桑員地区と三泗地区に、中勢地域は鈴亀地区と津久居地区に、伊賀地域は上野地区と名張地区に区分したりしてきた。

再編活性化を推進するに当たっては、県内全域をいくつかの地域に区分して、地域ごとの生徒数の推移や生徒の学習ニーズ等を総合的に分析し、地域の意見も踏まえて、それぞれに具体的な計画を立てて推進していく方法が考えられる。

その際、地域を区分するときには、交通機関の状況、歴史的な経緯や文化的なつながり等を十分に考慮することが必要であり、特に、中学校から高等学校への生徒の入学状況の実態を勘案すると、尾鷲地域と熊野地域の 2 地域を合わせた東紀州地域及び上野・名張を含めた伊賀地域については、一つの地域として一定の整合性のある計画を策定することが望ましい。

#### キ 通学区域

現在、県立高等学校の通学区域については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律により、一部の学科を除いて、通学区域を定めなければならないことになっている。ただし、近々、同法の通学区域に係る規定が削除され、県教育委員会の判断のみで通学区域を定めることができるようになる見込みである。

通学区域のあることが高等学校と地域社会の結びつきを支えている側面が否定できないことや、通学区域の在り方が高等学校の存立に大きな影響を与えかねないという懸念もある。例えば、普通科の通学区域を変えれば、松阪地区や鈴鹿地区では生徒の進学状況が変化し、これらの地区における高等学校の姿は大きく変わることも予想される。

しかし、生徒や保護者の選択肢を広げるという視点や法改正の趣旨を踏まえれば、もはや、規則で学習者のニーズを左右する時代ではないと考える。また、県立高等学校が互いに切磋琢磨して学校の特色づくりを推進する観点も重要である。

したがって、現在、県内には 3 つの通学区域が定められているが、今後、再編活性化の具体的実施計画を策定する中で、法改正の趣旨を踏まえつつ、通学区域の弾力的運用等を検討する時期にあると考える。

#### ク 施設・設備

これからの高等学校の施設は、生徒が生き生きと学習や生活を行うことのできる充実した施設環境を確保し、教育内容・方法の多様化・弾力化への対応など学校教育を行う上で必要な施設機能及び設備を備えることが必要であり、豊かな学校教育

の実現を図るのに重要な役割を果たすものとする。

特に総合学科や単位制においては、多様な教科・科目に対応した実習施設等が必要不可欠である。ただし、それぞれの学校で必要な施設・設備を新設するという考えだけでなく、学校内外の施設・設備の有効活用を図ったり、周囲の学校の生徒も共同で利用できる地域の学習の拠点となる実習施設をバランスよく配備したりすることも考えなければならない。

今後は、県立高等学校の再編活性化を図る中で、新しい教育システムに応じた施設・設備を整備していくことが大切である。その際、昴学園高等学校やいなべ総合学園高等学校の施設整備の在り方やその成果を参考にして、<sup>21</sup>ユニバーサルデザインの視点も踏まえつつ、開かれた学校づくりの観点から地域社会との連携を考慮した施設づくりを進めたり、環境を考慮した施設として整備すること等が望まれる。

### (3) 今後の県立高等学校の役割及び在り方等

#### ア 学校教育における「公」の役割

教育を受ける機会の保障は、国民的合意のもとに「教育を受ける権利」とされ、高等学校教育に関しても、都道府県はその普及と機会均等に努めるものとして義務教育に準ずるものと位置づけられている。

こうしたことを踏まえて、都道府県では県立学校の設置や私立学校設置の許認可を行っており、高等学校教育をどの程度民間に委ね、どの程度「公」で負担するかは各県が判断しなければならない。公私で高等学校教育をどのように分担するかは、学習者がどのようなシステムを選択するかにかかっており、学習者の選択を可能とする多様性を保障することが重要である。

#### イ 県立高等学校の役割

県立高等学校は、中立性及び地域性への配慮、一定水準以上の教育サービスの提供等、県民の教育を受ける機会に対する進路保障の機能を担っている。また、農業、工業などの専門学科や総合学科など人材育成に係る社会的要請に幅広く応える学科を設置するなどして、学習者に多様な選択を可能としている。

これからの初等中等教育では、知識や技能だけでなく、学ぶ意欲や思考力、判断力、表現力などの資質や能力などを総合的にとらえる「学力」を実質化することが重要とされている。また、学校は、保護者や地域社会の信頼に応え、特色ある教育を展開していくために、より開かれたものとしていく必要が指摘されている。こう

した高等学校教育の改革を主体的に推進し、本県の高等学校教育の総合的な質的向上を担うことは県立高等学校の責務である。

私立高等学校は建学の精神に基づいた特色ある教育を行っており、県立高等学校は、これと役割を分担しつつその良いところを吸収し、共に本県高等学校教育の振興に努めることが重要である。

#### ウ 開かれた学校づくり

教育上の深刻な課題であるいじめや不登校、中途退学などの課題の根底には、偏差値という画一的な価値観に基づく学歴社会の問題があり、これを変えていく必要があることは、中央教育審議会などで強く指摘されている。学歴社会は、企業の雇用面から変わりつつあるが、教育に携わる者は主体的にこの問題に取り組める立場にある。学歴社会の解消に向けた改革を進めていくには、「ゆとり」の中で生きる力を育む中高一貫教育や将来の職業意識を育む総合学科や専門学科など、学習者に多様な選択の場を設けるとともに、学校・家庭・地域社会がより一層連携を図り、各学校の教育活動の充実及びその品質管理（ $Q^2C^2$ ）に努める必要がある。

については、学校は、広く保護者や地域の人々及び県民全体に対し、どのような教育を進めているのか、どのような資質や能力が生徒の身に付いているのか、どのような課題があり今後どのような改善を図る必要があるのか、そのために家庭や地域の人々とどのように協力をしていく必要があるのかなどについて語るとともに、十分な説明責任を果たすことが必要である。

また、同時に学校は、地域の教育力を生かしたり、家庭や地域社会の支援を受けることに積極的であらねばならないことも勿論である。

については、学校評議員制度<sup>2,3</sup>を活用したり、学校協議会等の設置や学校評価の在り方を検討したりするとともに、ITを活用して学校のホームページや電子掲示板<sup>2,4</sup>によるコミュニケーションを充実させるべきであると考えます。また、学校が地域の学習拠点として、今まで以上にその教育機能を広く地域社会に開放すべきことは言うまでもない。

#### エ 学校の設置形態

今後は、少子高齢化が進む中で行政需要の増大が見込まれるとの指摘がある。我が国では、生存権としてのナショナルミニマム<sup>2,5</sup>が概ね確保されているが、価値観の多様化が、生活権としてのシビルミニマム<sup>2,6</sup>の実現へと行政需要を増やすこととなる

う。「公」の重要な役割である「所得の再分配」には、所得の高低の平均化のみならず、市部と郡部間の再分配や世代間での再分配の意味があり、教育もその重要な手段の一つとなっている。しかし、受益者負担の原則など、所得の再分配の考え方が定まらない限り、「公」の領域を明確に定義することは難しい。

については、今後10年間程度を見込めば、教育の領域においても「公」の在り方の様々な試行がなされることとなるであろう。学校の設置形態が、これまでの公立か私立という排他的な二者選択となるような枠に止まることは難しく、<sup>27</sup>公設民営の学校や施設管理と教育サービスの分離など、可能性の検討がさらに進むことが予想される。

そうした意味で、学習者の多様な選択を可能とするため、地域社会が運営に参画する公立学校（<sup>28</sup>コミュニティスクール）等について、市町村においても研究されることを期待する。

#### オ 中学校と高等学校の接続

平成14年度から実施される中学校学習指導要領（高等学校学習指導要領は平成15年度から）の趣旨を実現するため、中学校における生徒の学習の評価は、単なる知識の量ではなく、生徒一人ひとりが基礎的・基本的な内容を確実に習得し、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する力などの「生きる力」を身に付けているかどうかを適切に評価しなければならない。また、教育課程審議会答申によれば、内申書の評価を絶対評価にすることに努めることが求められている。

については、そうした評価に基づいた高等学校入学者選抜の在り方について、高校入試の段階的廃止に向けて検討を進めるという教育振興ビジョンの趣旨も視野に入れて具体的に検討しなければならない。

#### カ 21世紀の学校教育

##### 21世紀の展望

科学技術の進展は、社会に急速な変化をもたらしており、たとえば、ITは、産業にとどまらず社会構造さえも変革する<sup>29</sup>ポテンシャルを持ち、社会の在り方そのものが変わる可能性がある。その際、<sup>30</sup>デジタル・デバイドと個人情報問題は避けて通れない。例えば、「知の時代」と言われる21世紀において、「価値ある知識」<sup>31</sup>へアクセスできる人々と、「価値ある知識」へのアクセスから排除され

るか、あるいはアクセスを維持できない人々の間に社会的分断が生じるということも考えられる。これからの高等学校教育の在り方を検討するとき、これらの課題を一つ一つ解決していく過程は、情報化社会の中で「豊かな人間性」を実質化していく過程であると言える。

また、ヒトゲノム<sup>32</sup>解析に象徴される生命科学の進歩は、遺伝子レベルでの「個性」や「能力」の序列化につながる危険性や、生命倫理との共存という新たな課題を生み出している。生命の尊厳とは何かということを問い続ける過程もまた、「豊かな人間性」の実質化の過程といえる。

来るべき21世紀は変化と柔軟性の世紀という指摘がある。一方、これまで我々が一貫して求めてきたのは「豊かな人間性」を育む教育であった。この流動する社会、多様化する価値観の時代に対応するためには、子どもたち一人ひとりにとっての「豊かな人間性」とは何かを具体的に示しつつ、それを身につけること（実質化）がますます大切となっている。

#### 学校の役割

学校は、人間による人間のための教育という役割を果たしてきており、教員は、生徒の人格形成に大きな影響を与える。

学校教育を取り巻く価値観の一つは、学歴社会という言葉に象徴的に表されている。そこでは、学校は競争社会を勝ち抜くための素養を習得する「場」と見なされており、生徒や保護者のみならず教育関係者さえも、そうした状況を概ね受け入れてきた。他方でなされている、学歴社会を是正しようとする教職員の努力にもかかわらず、学校教育制度は、一人ひとりの能力を高めようとするよりも、「優れた生徒」を選別していく役割を持たされている。学校を、豊かな人間性を実質化する場とし、公共の利益を尊重しながら他人とともに生きることを身につける教育の場として改めて見直していく必要がある。

そのためには、生徒と最前線で接している教職員の熱い使命感と高い専門性が最も大切であると言える。教育改革に「いのち」を吹き込むためには、教職員の資質の向上、適切な教員配置及び学校外の教育力の導入等を図る必要がある。

また、新しいパラダイムの中における教職員の在り方等を考える場合に、生徒が教員を選べるようなシステムとしていくためにも、学校規模を適正なものにしていくことが重要であると考えられる。

学校教育というシステムは、人と人が向かい合って、創造と相克に満ちた緊張関係の中で、他人の価値を認め、一人ひとりが社会的に価値ある貢献をしている

ことを認める、すなわち連帯感を身につけるといふ重要なシステムとしてこれからも機能し続けることができる。21世紀の新たな論理に見合う見識と能力を備えた新しい世代の育成に、学校が力を発揮しなければならない。

## (用語解説)

- 1 IT 情報技術。(information technology)
- 2 「がっこう」 これまでの学校の概念に縛られず、空間的にも機能的にも広がりのある柔軟なイメージで捉えられた学校。
- 3 パラダイム 思考の枠組み、時代を反映する思想・考え方。
- 4 スケール・メリット 規模が大きいことによる利点。経済用語では、単位当たりの費用が経営規模の拡大につれて低下すること。
- 5 IT革命 情報技術分野での技術革新が、世界経済の新たな成長を担うとともに、国家・社会・企業等の組織を変えていく現象。
- 6 マネジメント 例えば、企業の経営手法を取り入れて、計画(Plan)・実行(Do)・評価(Check)・改善(Action)を繰り返しながら、サービスの向上に努めること。
- 7 ミレニアム・ラウンド協議  
新たな多国間交渉の進め方等を協議するため、世界貿易機関(WTO)が1999年12月アメリカ・シアトルで開いた第3回WTO閣僚会議。
- 8 学校間連携 選択学習の機会を拡大する観点から、他の高等学校と連携した教育課程により、生徒が他の高等学校の教科・科目を受講できるようにすること。
- 9 「ハウス制」 埼玉県立伊奈学園総合高等学校において、全72学級を6つの小規模集団(ハウス)に分割し、それぞれを生活単位とした「学校の中の学校」として運営する形態。
- 10 くくり募集 複数の学科を一括して募集し、進級時等に専門学科に分ける方法。
- 11 高等学校における就業体験(インターンシップ)  
生徒が在学中に自らの学習内容や将来の進路等に関連し

た就業体験を行うこと。

- 12 「学校情報『くものす』ネットワーク」

平成12年度から整備された、最先端の情報技術（IT）を用いた高速回線による三重県立学校間ネットワークのこと。
- 13 連携型中高一貫教育校 既存の市町村立中学校と都道府県高等学校が、教育課程の編成や教員・生徒間交流等の連携を深める形で中高一貫教育を実施するもの。
- 14 中等教育学校 6年間の課程を前期課程（3年）及び後期課程（3年）に区分し、一つの学校として一体的に中高一貫教育を行うもの。
- 15 併設型中高一貫教育校 高等学校入学者選抜を行わずに同一の設置者による中学校と高等学校を接続して中高一貫教育を行うもの。
- 16 修業年限の弾力化 定時制・通信制課程において、定通併修等により3年でも卒業できるようにすること。
- 17 定通併修 定時制・通信制課程の生徒が他の定時制・通信制課程（定時制課程間は学校間連携による）において単位を修得すること。
- 18 実務代替 定時制・通信制課程の生徒が職業に従事している場合、その実務をもって職業科目の履修の一部に代替できること。
- 19 科目履修生 単位制の定時制又は通信制の課程の高校で一部の科目を履修する人。当該高等学校に入学した場合には、学習の成果を単位として認定することができる。
- 20 リカレント学習 学校教育から離れて社会に出ても、再び学校に戻ることができるような教育制度。生涯学習の1つ。
- 21 ユニバーサルデザイン 高齢者や身体障害者だけでなく、一般の人にも使いやすい形の製品。バリアフリーをさらに発展させた考え方。
- 22 QC 品質管理。生産性向上のため、職場の効率化を図ったり、製品の品質を一定水準に維持したりすること。  
( quality control )
- 23 学校評議員 学校長の求めに応じて学校運営等に対して意見を述べる委員。学校長の推薦により設置者（教育委員会）が委嘱する。



- 平成 11 年より制度化。
- 24 電子掲示板 インターネットを用いて、特定又は不特定の人々が意見を述べ合う仮想掲示板のこと。
- 25 ナショナルミニマム 社会保障などにおける国家による最低基準。  
( national minimum )
- 26 シビルミニマム 住民が快適な生活を営むために、自治体が整備しなければならない最低の基準。( civil minimum )
- 27 公設民営 地方公共団体が施設等を整備し、運営を民間の形態で行う手法。
- 28 コミュニティスクール 地域独自のニーズに基づき、地域が運営に参画する新しいタイプの公立学校。
- 29 ポテンシャル 可能性、潜在能力のこと。
- 30 デジタル・デバイド IT 革命の波に乗れる者とこれに乗り遅れる者との間の情報格差。
- 31 アクセス 情報に接近すること。
- 32 ヒトゲノム解析 人間の 2 3 種の染色体 ( ゲノム ) に含まれる全遺伝子を解読すること。

## 別添資料1〔第1学年の学級数：平成11年度〕

### (1) 大規模校；13学級（桑名）

11学級（四日市、川越、神戸、津、津西、松阪）

10学級（桑名西、津東、宇治山田、伊勢、上野、名張西）

### (2) 小規模校；2学級（あけぼの学園、南勢、昴学園、度会、長島、尾鷲工業）

1学級（南島、桑名高等学校衛生看護分校）

## 別添資料2〔主な分校化又は統廃合の基準（全日制課程）〕

### 〔熊本県〕

(ア) 次の基準を満たし、かつ、今後も入学者の増加が見込まれない1学年2学級の学校にあっては、原則として分校化又は統廃合を行う。：入学者が、3年連続して1学級分以下の場合。

(イ) 次の基準を満たし、かつ今後も入学者の増加が見込まれない1学年1学級の分校にあっては、原則として統廃合を行う。：入学者が3年連続して収容定員の2分の1未満の場合。

なお、統合する場合は、該当校を近隣の既設校に吸収する方法、及び該当校を含めた複数の近隣の学校を一つの学校として再編成する方法が考えられる。

### 〔兵庫県〕

- ・ すべての学年が1学級となった学校は近隣校の分校とするが、その呼称については学校の活性化の観点から「 高校 校」とする。
- ・ 分校において、入学者が募集定員の2分の1に満たない状態が3年間続き、その後も生徒数の増加が見込めない時には、原則として翌年から募集を停止し本校に統合する。
- ・ 分校を統合する時、通学の利便性に配慮を要する場合には、寄宿舎の設置等についても検討する。

### 〔青森県〕

- ・ 本校については、学級編制上1学年2学級が維持できない状態が3年続き、かつ、その後の入学者の増加が見込まれない場合には、分校化あるいは統合

について検討する必要がある。

- ・ また、1学級募集の分校については、生徒が少なくなり、学校としての教育活動の維持に著しい困難が見込まれる場合には、本校への統合について検討する必要がある。

#### 〔長野県〕

- ・ 今後の生徒減少期における学校規模については、本校の学級数の下限を1学年2学級とする。
- ・ また、2学級募集の学校においては原則として、入学者が3年連続して1学級定員以下の場合は翌年から1学級募集の分校とする。
- ・ 分校においては原則として、入学者が3年連続して1学級定員の2分の1以下の場合は翌年から募集停止とする。

#### 〔島根県〕

- ・ 1学年2学級以下の小規模校は、入学者が2年連続で定員の5分の3以下が見込まれる場合、分校として存続か、普通高校への統合を検討する。
- ・ 専門高校は、1学年2学級が見込まれる場合、原則として専門高校との統合を検討。全日制課程分校は、生徒数が定員の5分の3未満で増加の見通しが無い場合、廃止か統合を考える。

#### 〔愛媛県〕

##### （小規模校の対応）

- ・ 1学年2学級を維持することができるならば、本校として存続させることが望ましい。2学級を維持できない状況が2～3年続き、その後も増える見込みがない場合は、分校化を検討する必要がある。

ただし、2学科2学級の学校は、入学生が40人以下で、かついずれかの学科が10人を割る状況が2～3年続き、その後も増える見込みがない場合は、分校化を検討する必要がある。

##### （分校の対応）

- ・ 1学年20人を割る状況が2～3年続き、その後も増える見込みがない場合は、統合等を検討する必要がある。

〔岡山県〕

(ア) 1 学年 2 学級以上の規模を学校存続の目安とするが、全学年の生徒数が 1 5 0 人程度となった場合には、教育効果を維持する観点から再編整備の検討の対象とする。

(イ)(ア)において、通学条件等から統合が困難な場合には、当該高校を存続させるが、全学年の生徒数が 1 2 0 人未満となった場合には、原則として廃止する。

(ウ) 1 学年 3 学級以上の規模の高等学校においても、近隣の学校・学科の配置状況や、通学の利便性等によっては、全学年の生徒数が 3 0 0 人未満となった場合には、活性化を図る観点から再編整備の検討の対象とする。

〔石川県〕

次の 又は に該当する学校は、統合の対象として検討する。

ただし、全県的視野から、特別特色ある教育活動の展開が期待できる要因があるなど、特別の事情がある場合はこの限りではない。

1 学年 2 学級以下の学校で、将来にわたって、学級増が見込まれない場合

1 学年 3 学級の学校で、将来にわたって、定員を維持することが見込まれない場合